

第 1 回 奈良県医師配置評価委員会

■ 日時：平成 27 年 3 月 25 日（水） 18：00～20：00

■ 場所：奈良県文化会館 第一会議室

■ 議事

1 委員長選任及び委員長代理指名

2 奈良県医師配置評価委員会の運営について （資料 1 P1～P2 ）

3 奈良県医師配置評価委員会が行う評価について

（1） 県立医大医師派遣センターの運営について （資料 2 P8～P15 ）

（2） 評価について （資料 2 P3～P7 ）

4 その他

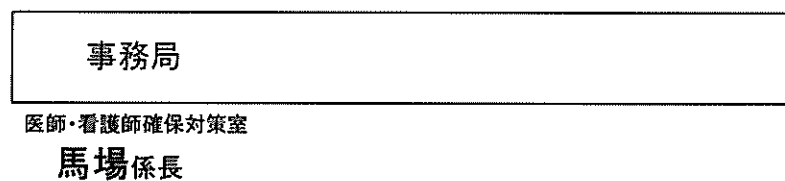
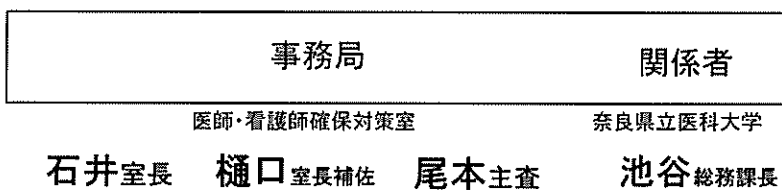
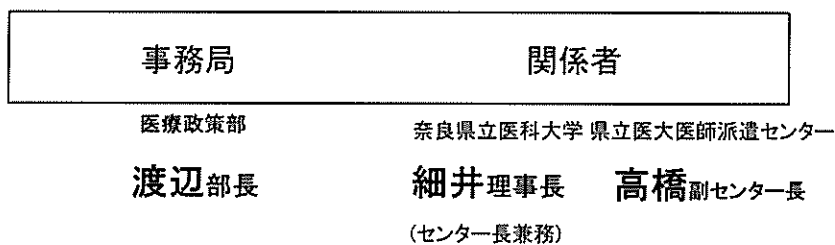
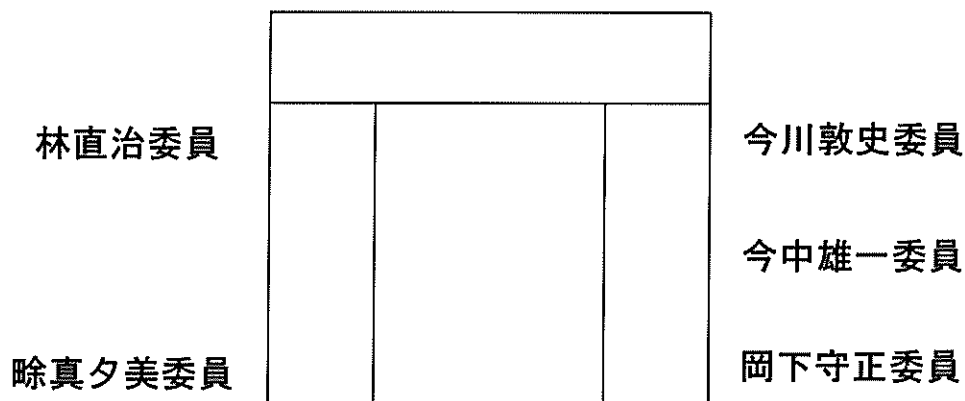
* 参考資料

奈良県附属機関に関する条例 P16～17

奈良県医師配置評価委員会規則 P18

第1回 奈良県医師配置評価委員会

(平成27年3月25日18:00～ 奈良県文化会館第一会議室)



出入口

第1回 奈良県医師配置評価委員会 委員名簿

(平成27年3月25日18:00～ 奈良県文化会館第一会議室)

(五十音順)

奈良県病院協会会長	今川 敦史
京都大学大学院医学研究科教授	今中 雄一
大淀町長	岡下 守正
近畿厚生局健康福祉部医事課長	林 直治
奈良県議会厚生委員会委員長	畠 真夕美

奈良県医師配置評価委員会の運営について

1. 会議の公開について（案）

以下の情報を扱う場合には会議を非公開とし、それ以外は公開とする。

- ①派遣する医師を決定する過程等の内部の情報
- ②派遣される医師等の個人情報

（理由）

県は内規により、審議会等を原則公開することになっているが、奈良県情報公開条例の不開示情報に該当する場合は、公開しないことができる。本委員会が扱う情報には、以下のとおり不開示情報に該当すると考えられるものがあるため。

①について

会議、評価の際に、公開されていない医大に所属する医師の派遣の情報を取り扱う可能性があり、参考資料の円滑な提出及び率直な意見交換ができなくなるおそれがある。

→奈良県情報公開条例第7条第5号の内部の審議事項であり公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び第6号の人事管理事務に関する情報により公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれに該当する。

②について

被派遣者の個別の事情（例えば乳幼児がいることにより宿直ができないため、その受入が可能な〇〇病院□□科に派遣するなど）が含まれる可能性がある。

→奈良県情報公開条例第7条第2号の個人の情報に該当する。



本会議の「議事3 奈良県医師配置評価委員会の運営について」

「（1）県立医大医師派遣センターの運営について」は、概要説明であるので、公開とする。

「（2）評価について」は、医師の派遣実態の情報も踏まえて議論を行うため、非公開とする。

2. 会議の概要情報の公開について（案）

奈良県公式ウェブサイトで公開する。

3. 評価結果の公開について（案）

奈良県公式ウェブサイトで公開する。

* 県の内規「審議会等の会議の公開に関する指針の運用について」について

審議会等は、その決定により、次の場合を除き、原則として公開とする。

非公開の場合

1. 法令等の規定により会議が非公開とされている場合
2. 奈良県情報公開条例第7号各号のいずれかに該当する情報について審議する場合
3. 会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

* 奈良県情報公開条例

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一（略）

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三～四（略）

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～ウ（略）

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

奈良県医師配置評価委員会が行う評価について

1. 目的

県立医大医師派遣センター（以下「派遣センター」という。）が行った、医師配置・派遣について、進捗及び決定状況を把握し、地域貢献の観点から適切に実行されたかどうかを評価することにより、派遣センターの適切な運営に資する。

2. 評価の対象

公立・公的病院等から派遣センターへの要請に対応したものについて評価する。（既に派遣が行われている人事異動（交代）については評価の対象外とする。）

3. 評価の視点（案）

- ① 要請に対して、派遣の必要性の分析及び対応の判断が適正に行われているか。
- ② 要請に対してどの程度派遣を行ったか。派遣をしなかった場合は、その理由は合理的か。
- ③ 委員会の評価又は意見を踏まえた業務が行われているか。

4. 必要資料及び評価方法（案）

派遣センターから評価委員会に対し、月次で医師配置実績報告書（別添のとおり）を提出してもらう。委員会は、それを半期ごとにとりまとめ、3の「評価の視点」を踏まえ、記述式で意見書を作成する。

記述式とする理由は、大学に所属する医師にも限りがある中で、人的資源をいかに効率よく、論証に基づく透明性及び説得力のある派遣を行うかに主眼を置き、委員会の意見を踏まえた改善を続けてもらうことで、より良い派遣システムづくりに活かしてもらうためである。

5. 評価の進め方（案）

- ① 派遣センターは、各月の状況について、翌月末までに評価委員会に対し報告を行う。
- ② 評価委員会は、年2回程度開催し、評価の検討を行う。
- ③ 評価委員会では必要に応じて派遣センター職員の出席を求めることができる。
- ④ 評価委員会での検討結果は、意見書として作成し、派遣センターに通知するとともに、公表する。

※平成27年度上半期（4～9月）実績分に係る評価の日程

時期	派遣センター	評価委員会
H27年 10月	医師配置実績報告書 提出（毎月）	医師配置実績報告書受理
11月		評価委員会開催（前年度 下（当該年度上）半期分）
		評価内容の決定
12月	意見書の受理	意見書の通知 意見書の公表

奈良県医師配置評価委員会運営要領（案）

奈良県医師配置評価委員会

（趣旨）

第1条 この要領は、奈良県医師配置委員会規則（平成26年3月奈良県規則第87号。以下「規則」という。）第8条の規定により、奈良県医師配置評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 委員会は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「大学」という。）の機関である県立医大医師派遣センター（以下、「派遣センター」という。）が行う医師配置・派遣について、進捗及び決定状況を把握し、地域貢献の観点から適切に実行されたかどうかを評価することにより、派遣センターの適切な運営に資する。

（会議の公開）

第3条 委員会の会議の公開に関する事項は、奈良県が定める「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、委員長が委員会に諮って決定する。

（評価の対象）

第4条 評価の対象は、公立・公的病院等から派遣センターへの医師の派遣要請（以下「要請」という。）に対する対応とする。ただし、既に医師派遣を実施している公立・公的病院等に、継続して同人数を派遣する案件については、評価の対象から除く。

（評価の視点）

第5条 評価にあたっては、次の各号の視点で行う。

- 一 要請に対して、派遣の必要性の分析及び判断が適正に行われているか。
- 二 要請に対してどの程度派遣を行ったか。派遣をしなかった場合は、その理由は合理的か。
- 三 委員会の評価又は意見を踏まえた業務が行われているか。

（評価の方法）

第6条 評価は、派遣センターから別に定める月次の医師配置実績報告書の提出を受け、おおむね半期毎に行う。

2 委員会は、派遣センターに人的資源を効率的に、論証に基づく透明性及び説得力のある派遣を目指してもらうことを主眼とし、委員会の意見を踏まえた改善を継続的行ってもらうため、評価内容を記述式の意見書としてとりまとめる。

(評価の日程)

第7条 当該年度上半期の実績に対する評価の概ねのスケジュールは、次の各号の順とする。

一 派遣センターは、月次の医師配置実績報告書を実績の評価の対象となる月の翌月の末日までに委員会に提出する。

二 委員会は、11月に開催し、当年4月から9月までの実績について、評価のための協議を行う。

三 委員会は、12月に評価内容を意見書としてとりまとめ、公立大学法人奈良県立医科大学へ通知すると共に、公表を行う。

2 当該年度下半期の実績に対する評価の概ねのスケジュールは、次の各号の順とする。

一 派遣センターは、月次の医師配置実績報告書を実績の評価の対象となる月の翌月の末日までに委員会に提出する。

二 委員会は、翌年度5月に開催し、前年度10月から3月までの実績について、評価のための協議を行う。

三 委員会は、6月に評価内容を意見書としてとりまとめ、公立大学法人奈良県立医科大学へ通知すると共に、公表を行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

奈良県医師配置評価委員会
委員長 様

公立大学法人奈良県立医科大学
県立医大医師派遣センター
センター長

医師配置実績報告書（平成 年 月）

公立・公的病院等からの医師派遣要請に対し、下記のとおり配置を行ったので報告します。

記

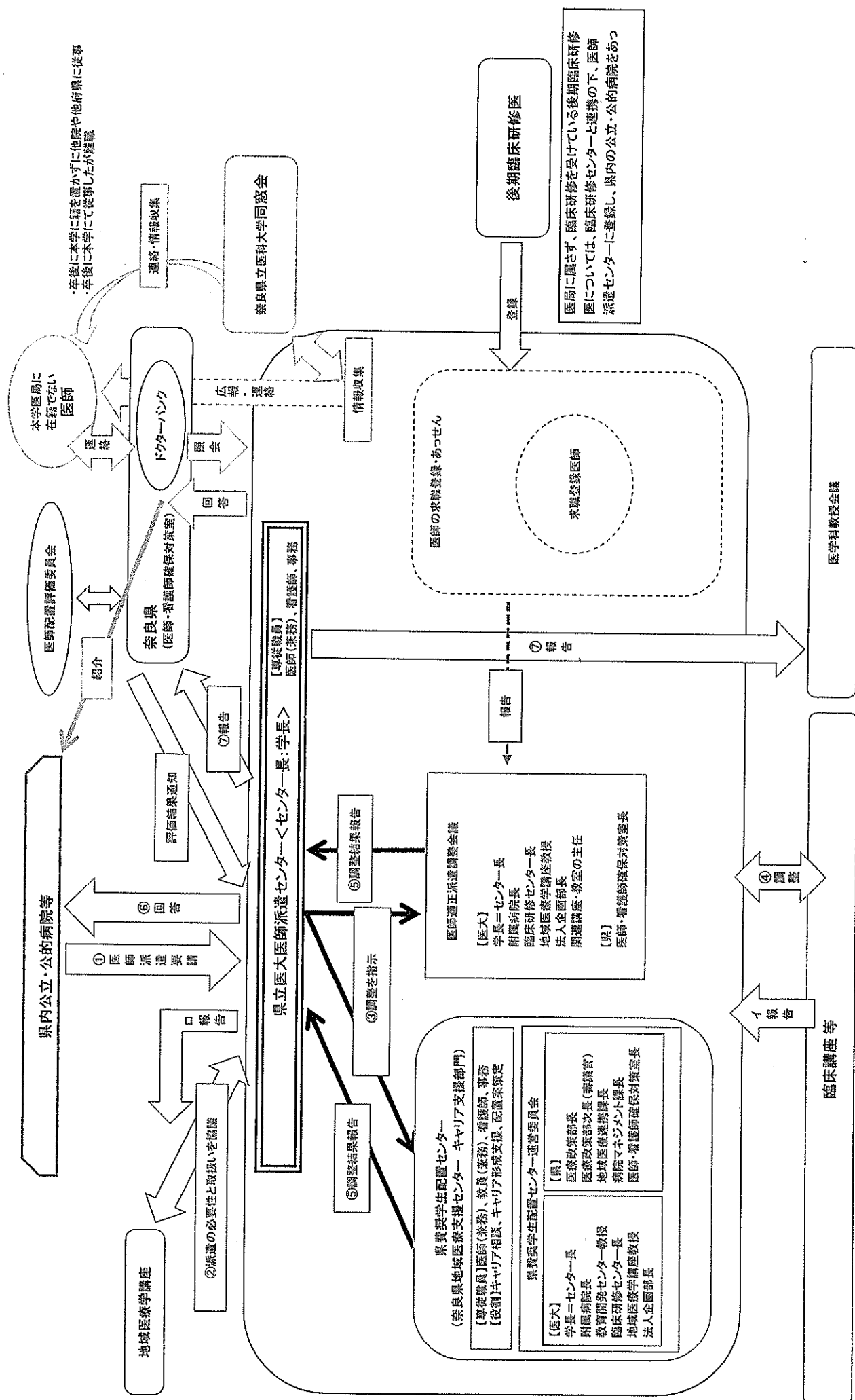
公立・公的病院からの要請					派遣センターの対応	
受付番号	病院名	診療科名	職名	人数	職名	人数

医師配置実績(個票)

NO		受付年月日		回答年月日	
病 院 名				診 療 科	
病院からの配置・派遣要請状況	人数	名	職名		配置時期 年 月
派遣センターの配置・派遣対応状況	人数	名	職名		配置時期 年 月
病院からの要請の理由	※現行の診療体制を踏まえ、上記診療科への医師配置・派遣が必要となる理由を具体的に記入				
派遣要請及び派遣対応状況に対する派遣センターとしての考え	※上記の対応について、①派遣の必要性の分析及び判断 ②派遣をしなかった場合の理由等を具体的に記入				

※ 上記対応に至るデータ分析資料等を参考資料として添付する。

県立医大医師派遣センターの医師派遣システムフローチャート



県立医大医師派遣センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本学」という。）における県立医大医師派遣センター（以下「派遣センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 派遣センターは、県内の公立・公的病院等からの医師派遣要請に対し、医療需要の分析を踏まえて医師のマッチングを行うことにより地域へ貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 派遣センターは、センター長、副センター長及び職員により組織する。

2 センター長は、理事長をもって充てる。

(業務内容)

第4条 派遣センターの業務内容は、次のとおりとする。

- 一 医療需要の分析を踏まえた県内の公立・公的病院等からの医師派遣要請への対応
- 二 求職医師の登録・あっせん
- 三 その他関連する事項に関すること

(医師適正派遣調整会議)

第5条 派遣センターは、県内の公立・公的病院等からの医師派遣要請への対応及び派遣センターの必要事項等について協議・検討をするため医師適正派遣調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議は、次の委員で構成する。

- 一 理事長
- 二 総務・経営担当理事
- 三 附属病院長
- 四 臨床研修センター長
- 五 地域医療学講座教授
- 六 法人企画部長
- 七 関連する講座・教室の主任
- 八 奈良県医療政策部医師・看護師確保対策室長

第6条 調整会議の議長は、センター長を充てる。

2 議長は必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

3 議長に事故ある時は、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 議長が必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、説明または意見を求めることができる。

3 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数となるときは議長の決するところによるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、派遣センターの運営に関し必要な事項は、調整会議の審議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月5日から施行する。

県立医大医師派遣センターの運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、県立医大医師派遣センター規程に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本学」という。）の講座等に所属する医師（以下「本学医師」という。）を県内の公立・公的病院等に派遣することに関し必要な事項を定め、もってその適正な運用を図ることを目的とする。

(医師の派遣)

第2条 この規程において医師の派遣とは、本学医師を、第3条に規定する病院からの要請に基づき、一定期間、その病院の業務に専ら従事させるために派遣することをいう。

2 前項に規定する医師の派遣にあたっては、本学講座及び附属病院の運営並びに機能維持について、十分に配慮する必要がある。

(派遣先病院)

第3条 本学から本学医師を派遣する病院（以下「派遣先病院」という。）は、県内の公立・公的病院等のうち、本学の使命を遂行するための事業（地域貢献・教育・研究・診療等）に必要不可欠であると県立医大医師派遣センター（以下「派遣センター」という。）の長が認定した別表に掲げる病院とする。

(派遣期間)

第4条 医師の派遣期間は、原則として1年以上とする。ただし、これによることのできない特別の理由がある場合は、医師適正派遣調整会議（以下「調整会議」という。）で審議したうえで、派遣センターの長が決定する。

(本学の講座等の長の責務)

第5条 本学の講座等の長は、医師派遣の目的とその重要性を考慮し、派遣されることとなる本学医師が、そのことについて十分な認識を持つよう努めるものとする。

(協議・検討事項)

第6条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を協議・検討する。

- (1) 医師の派遣に関する基本方針の策定
- (2) 派遣先病院の認定
- (3) 医師の派遣に係る病院等の調査及び分析結果
- (4) 付議された医師の派遣要請に対する諾否の決定及び承諾したときの派遣元の本学の講座等の決定
- (5) その他、医師の派遣に関し必要と認める事項

2 派遣センターの長は、調整会議において協議・検討された事項のうち、重要と認められる事項については、教授会に報告するものとする。

(派遣要請の時期)

第7条 医師の派遣要請は、原則として、派遣開始月が4月から9月までの要請については12月末日まで、10月から3月までの要請については6月末まで医師派遣依頼書（別紙様式第1号）の提出をもって受け付ける。

(派遣の決定)

第8条 派遣先病院からの新たな医師の派遣要請及び追加の医師の派遣要請につき報告を受けた派遣センターの長は、派遣の必要性について、地域医療学講座と協議しなければならない。

2 前項の協議の結果、医師の派遣の必要性を認めた場合は、派遣センターの長が調整会議を招集し、医師の派遣の適否について審議する。

3 前項の審議の結果、医師を派遣することが決定された場合、派遣センターの長は当該本学の講座等の長に、原則として派遣開始期日の2月前までに通知するものとする。

4 前項の規定に基づき、通知を受けた本学の講座等の長は、派遣医師を決定し、派遣センターの長が指定する期日（原則として派遣開始期日の1月前）までに報告するものとする。

5 本学から派遣先病院への医師の派遣が決定した場合において、派遣センターの長は、当該派遣先病院の長に対し、医師の派遣要請回答書（別紙様式第2号）によって、決定内容を通知するものとし、本学の講座等の長は、人事異動予定表（別紙様式第3号）にて派遣センターに報告するものとする。

（派遣不能の場合の理由説明）

第9条 本学の講座等の長は、前条第3項の規定に基づき医師派遣決定の通知を受けた場合において、当該講座等の本学医師の中から医師の派遣ができないときは、直ちに派遣センターの長に報告するとともに、その理由を調整会議において説明しなければならない。

（派遣中止の制限）

第10条 本学の講座等の長は、派遣先病院へ本学医師を派遣している場合にあっては、当該講座等の長の判断により、派遣を中止してはならない。

（派遣医師の身分）

第11条 派遣された本学医師の派遣期間中の身分は、派遣先病院の職員としての身分とする。

（給与等の負担）

第12条 派遣された本学医師に係る給与、災害に係る補償、赴任旅費等一切の経費は、派遣先病院の負担とする。

（人事異動状況報告）

第13条 本学の講座等の長は、本学内外に関わらず本学医師の異動状況を、人事異動総括表（別紙様式第4号）にて派遣センターに毎月報告しなければならない。

（派遣病院等の状況報告）

第14条 派遣センターの長は、派遣先病院の長から、毎年1回、医師派遣実施状況報告書（別紙様式第5号）の提出を受けるものとする。

（その他）

第15条 この規程の運用上疑義が生じたときは、その都度調整会議に諮って決定するものとする。

2 この規程の実施に関し、必要事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月20日から施行する。

別表

区分	病院名	設置者名
公立病院 10 施設	奈良県総合医療センター	地方独立行政法人奈良県立病院機構
	奈良県西和医療センター	地方独立行政法人奈良県立病院機構
	奈良県総合リハビリテーションセンター	地方独立行政法人奈良県立病院機構
	市立奈良病院	奈良市・公益社団法人地域医療振興協会
	大和高田市立病院	大和高田市
	宇陀市立病院	宇陀市
	県立五條病院	奈良県
	町立大淀病院	大淀町
	吉野町国民健康保険吉野病院	吉野町
	国保中央病院	国保中央病院組合
公的病院 3 施設	済生会奈良病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部奈良県済生会
	済生会中和病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部奈良県済生会
	済生会御所病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部奈良県済生会
国立等の病院 3 施設	奈良医療センター	独立行政法人国立病院機構
	やまと精神医療センター	独立行政法人国立病院機構
	大和郡山病院	独立行政法人地域医療機能推進機構

I 地域貢献＜教育関連＞

1 医療人の育成(医師関連) 医師派遣システムの適切な実行((仮称)県立医大医師派遣センターの設立・運営)

適切な医師派遣システムの確立について

①(仮称)県立医大医師派遣センターの設立【医大】

- ・県内の公立・公的病院等からの医師派遣要請の受付
- ・医師派遣の元手となる医師の確保(求人要望医師の受付・医師のキャリア相談)
- ・医師派遣要請に対応した医師のあっせん

②(仮称)県費奨学生配置センターの設置【県・医大】

- ・県費奨学生の配置を決定
- ※県費奨学生のキャリアパス及び配置案は、地域医療学講座が作成

実績を月次報告

医師配置評価委員会の設置【県】

◆現状あるいは課題

(現状)

- ・医学科卒業生の就職状況
県内卒後臨床研修病院への就職率
49%(平成18年度～23年度平均)
県内卒後臨床研修病院への就職者数
51名(平成23年度卒業生)
- ・地域医療学講座、地域医療総合支援センターの取組(平成22年10月～)
地域医療学講座における県費奨学生のキャリアパスの構築及び配置案の作成
(地域医療総合支援センターで協議のうえ
県費奨学生6名を平成24年度に配置)
地域医療学講座における脳卒中診療体制の研究(初療・後療モデルを平成24年度に提案)
- ・新県立奈良病院や、南和広域医療組合が整備する南和地域公立病院等を整備予定

(課題)

- ・医師の県内への供給機能の一層の向上が必要

- ・医師派遣システムの適切な実行が必要

- ・新県立奈良病院や、南和広域医療組合が整備する南和地域公立病院等の整備に併せた医師の輩出が必要

◆成果目標

- ・(仮称)県立医大医師派遣センターを設立・運営する

- ・医学科卒業生の県内卒後臨床研修病院への就職率60%を目指す

＜大学に求める項目＞

- ・(仮称)県立医大医師派遣センターの設立・運営
- ・南和広域医療組合が整備する南和地域公立病院等への医師配置に対する支援
- ・一般教育カリキュラムに「奈良学」開設

＜県の役割＞

- ・医師配置評価委員会の設置
- ・新県立奈良病院の整備や、南和広域医療組合が整備する南和地域公立病院の整備に対する支援
- ・大学が行う地域貢献の取組に対して支援

医師派遣システムの適切な実行((仮称)県費奨学生配置センターの設置・運営)

◆現状あるいは課題

(現状)

- ・地域医療学講座、地域医療総合支援センターの取組(平成22年10月～)
地域医療学講座における県費奨学生のキャリアパスの構築及び配置案の作成(地域医療総合支援センターで協議のうえ県費奨学生6名を平成24年度に配置)
地域医療学講座における脳卒中診療体制の研究(初療・後療モデルを平成24年度に提案)
- ・新県立奈良病院や、南和広域医療組合が整備する南和地域公立病院等を整備予定

(課題)

- ・医師派遣システムの適切な実行が必要
- ・新県立奈良病院や、南和広域医療組合が整備する南和地域公立病院等の整備に併せた医師の輩出が必要

◆成果目標

・(仮称)県費奨学生配置センターを設置・運営する

・公立・公的病院等からの要望に対応した最適な医師配置(配置数)40名を目指す

・地域に貢献する医師の育成数延べ86名を目指す

<大学に求める項目>

- ・(仮称)県費奨学生配置センターの設置・運営
- ・南和広域医療組合が整備する南和地域公立病院等への医師配置に対する支援
- ・県費奨学生の配置案の協議

<県の役割>

- ・(仮称)県費奨学生配置センターの設置・運営
- ・医学科奨学金制度の拡充
- ・県費奨学生の配置案の協議
- ・県費奨学生の配置先の決定
- ・県費奨学生の管理、配置のための調整等
- ・医師が不足する診療科等への対応策の検討
- ・新県立奈良病院の整備や、南和広域医療組合が整備する南和地域公立病院の整備に対する支援
- ・大学が行う地域貢献の取組に対して支援

○奈良県附属機関に関する条例

昭和二十八年三月三十一日
奈良県条例第四号

奈良県附属機関に関する条例をここに公布する。

奈良県附属機関に関する条例

第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

(昭四四条例二〇・一部改正)

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

(昭四四条例二〇・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第一条関係)

(昭四四条例二〇・全改、昭四五条例二七・昭四七条例二六・昭四七条例九・昭四九条例三二・昭五〇条例八・昭五一条例九・昭五三条例七・昭五五条例一〇・昭五七条例八・昭五七条例五・昭五九条例八・昭六二条例一三・平一〇条例七・平一一条例一二・平一二条例一八・平一四条例三一・平一六条例三一・平二〇条例三三・平二四条例二一・平二五条例四四・平二五条例六一・平二五条例四・平二五条例一五・平二六条例三四・平二六条例五四・平二六条例二・平二六条例三・平二六条例一六・平二六条例二八・平二六条例二九・一部改正)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
知事	奈良県民栄誉賞選考委員会	奈良県民栄誉賞の選考に関する事項についての審議に関する事務
	あしたのなら表彰及びならビューティフルシニア表彰選考委員会	あしたのなら表彰及びならビューティフルシニア表彰の選考に関する事項についての審議に関する事務
	県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会	県内大学生が創る奈良の未来事業に係る提案についての審査に関する事務
	奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会	奈良県地震防災対策アクションプログラムに関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良県地域防災計画検討委員会	奈良県地域防災計画に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良県メディカルコントロール協議会	救急業務に関する重要事項についての調査審議に関する事務
	奈良県求償審査会	職員に対する求償に関する重要事項についての審査に関する事務
	奈良県公の施設指定管理者選定審査会	公の施設のうち規則で定めるものの指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
	奈良県職員健康審査会	職員の健康管理に関する重要事項についての審査に関する事務
	奈良県税制調査会	税制に関する重要事項についての調査審議及び建議に関する事務
	奈良県がんばる市町村応援表彰選考委員会	がんばる市町村応援表彰の選考に関する事項についての審議に関する事務

奈良県子どもを虐待から守る審議会	子どもを虐待から守る施策の推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務
奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター調査研究評価委員会	奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センターにおける調査研究についての審査に関する事務
奈良県訪問看護推進協議会	訪問看護推進事業に関する重要事項についての調査審議に関する事務
奈良県医師配置評価委員会	医師派遣システムに関する重要事項についての審査に関する事務
奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会	奈良県総合医療センターの移転に伴う周辺県有地活用のための構想策定に関する提案についての審査に関する事務
奈良県母子保健運営協議会	母子保健に関する重要事項についての審議に関する事務
奈良県自殺対策連絡協議会	自殺対策に関する重要事項についての調査審議に関する事務
奈良県特定疾患等対策協議会	特定疾患等対策に関する重要事項についての審議に関する事務
奈良県がん対策推進協議会	がん対策に関する重要事項についての審議に関する事務
奈良県神経難病医療連絡協議会	神経難病に係る医療ネットワークに関する重要事項についての審議に関する事務
奈良県精神障害者アウトリーチ推進事業評価検討委員会	奈良県精神障害者アウトリーチ推進事業に関する重要事項についての審査に関する事務
奈良県感染症委員会	感染症対策に関する重要事項についての調査審議及び建議に関する事務
奈良県肝炎対策推進協議会	肝炎対策に関する重要事項についての審議に関する事務
奈良県結核対策推進協議会	結核対策に関する重要事項についての審議に関する事務
奈良県薬事研究センター試験研究等評価委員会	奈良県薬事研究センターにおける試験研究等についての審査に関する事務
奈良県後発医薬品安心使用促進協議会	後発医薬品の安心使用の促進に関する重要事項についての調査審議に関する事務
奈良県協働推進審査会	地域貢献活動助成事業等についての審査に関する事務
奈良県トレーニングセンター構想検討委員会	奈良県トレーニングセンター構想に関する重要事項についての調査審議に関する事務
奈良県公衆浴場入浴料金協議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議及び建議に関する事務
奈良県クリーニング師試験委員	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定によるクリーニング師試験の実施に関する事務
奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員	一 調理師法(昭和三十三年法律第一百四十七号)第三条の二第一項の規定により調理師試験の実施に関する事務 二 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五号)第四条第一項

○奈良県医師配置評価委員会規則

平成二十六年三月三十一日
奈良県規則第八十七号

奈良県医師配置評価委員会規則をここに公布する。

奈良県医師配置評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号) 第二条の規定に基づき、奈良県医師配置評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 医療機関及び医療に関する団体を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 三 医療を受ける立場にある者のうちから知事が委嘱するもの
- 四 前三号に掲げる者のほか、必要と認めて知事が委嘱するもの

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、医療政策部地域医療連携課医師・看護師確保対策室において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。